

令和 5 年度版

みんな 子育て応援団

ご存知ですか？子育て支援サービス



さぬき夢家族

© 池原 昭治

 香川県

(公財) 香川県児童・青少年健全育成事業団

はじまり

結婚・妊娠・出産・育児 それとも…

これからの人生、どのような選択をされますか？

子育てを支援するための施策はこんなにあります。

じょうずに活用すれば子育てはもっと楽しくなります！

Contents

赤ちゃんが欲しい	1
妊娠かな？	3
出産準備！	5
赤ちゃん誕生	10
子育て相談	15
子どもの居場所	20
子育て資金	24
各市町子育てサイトホームページ	27
関係機関一覧	28

※掲載の情報は原則令和5年4月1日現在のものです。

(公財) 香川県児童・青少年健全育成事業団とは

すべての子どもたちが健やかに、のびやかに育ってほしい。その思いを基に、昭和38年、青少年の福祉を増進することを目的に設立されました。子育て支援の人材育成や、情報提供、相談事業など、子育てのしやすい環境づくりを推進するため、様々な取組みを行っています。本事業団の取組みについてはホームページをご覧ください。

<https://www.sanuki.or.jp/zaidan/>

赤ちゃんが欲しい



1. 不妊・不育症の悩み相談

妊娠を望みながら1年以上妊娠しない不妊症や、妊娠はするけれども流産を繰り返す不育症に悩む夫婦等を対象に、医師や保健師に無料で相談することができます。男女問わず、ご家族の方も、お気軽にご相談ください。プライバシーは守ります。

(1) 保健所

不妊・不育症で悩んでいる方は、最寄りの**保健所**にご相談ください。

なお、女性の健康支援として、思春期から更年期における女性特有の悩みについての個別相談も行っています。

保健所一覧は 28P をご覧ください。

(2) 香川県不妊・不育症相談センター

不妊・不育症の専門相談は、**香川県不妊・不育症相談センター**がお受けします。

【実施場所】

高松市国分寺町国分 152-4 (公社) 香川県看護協会

【実施日及び担当者】

●電話相談（専門の看護師等が行います。）

月曜日～金曜日（10:00～16:00）受付 ※祝・休日等は除きます。

相談電話 ☎ **087-816-1085**

●メールでの相談

香川県 不妊不育症の相談

🔍 検索

●医師による専門相談 月1～2回（面談での相談・予約制）

●こころのケア・カウンセリング（心理カウンセラーが行います。）

月2回（面談での相談・予約制）

※不妊の悩みだけでなく、流産・死産等でお子さんを亡くされた方や乳幼児突然死症候群（SIDS）等で、幼い命を亡くされた方のこころのケアを行います。

相談の予約は、電話 ☎ **087-816-1085** でお受けします。

2. 不妊治療

令和4年4月から、不妊治療が保険適用されています。保険適用の対象となる治療や要件などの詳細については、受診される医療機関にご確認ください。

また、不妊治療に係る費用の負担を軽減するため、不妊治療に要した費用の一部を助成する事業を実施している市町があります。

👉 詳しくは、お住いの**市町**（29P）にお問い合わせください。



3. 不妊治療と仕事の両立

労働者の不妊治療と仕事の両立のため、特別休暇制度の導入などを行う中小企業事業主を対象とした助成金制度があります。

※**両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）**

詳しくは、下記までお問い合わせください。

香川労働局 助成金センター ☎ 087-823-0505

香川労働局 雇用環境・均等室 ☎ 087-811-8924

月曜日～金曜日（土日祝、年末年始を除く）8：30～17：15

※助成金センターの受付時間は9：00～17：00となります

4. 不育症治療費助成

妊娠はするけれども流産などを繰り返す不育症のため国内の医療機関で実施したへパリン療法に要した治療費の一部を助成しています。

詳しくは、香川県子ども家庭課 ☎ 087-832-3285 までお問い合わせください。



©池原 昭治

妊娠かな？

はじめての妊娠。
希望もいっぱいだけれど、不安も…
そんなあなたに寄り添い、
サポートします。



1. 妊娠をしたらまず届出を

妊娠したときは、できるだけ早く市役所、町役場の担当課に**妊娠届**を提出しましょう。

窓口でお渡しするもの（写真は見本です。お住まいの市町によって異なります。）

母子健康手帳



妊娠・出産中の経過や出産後の子どもの発育や発達などを記入する大事な健康の記録です。

母子保健ガイドブック



妊婦一般健康診査受診票や乳幼児健康診査受診票など母子の健康を守るための受診票や訪問依頼票が綴られています。

2. 妊娠中の健康診査

妊娠中はふだんよりいっそう健康に気をつけなければなりません。特に注意しなければならないのは、貧血や妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病で、どれも胎児の発育に影響し、母体の健康を損なうことがあります。そのためにも定期的に健康診査（血液検査、血圧測定、尿検査、超音波検査など）を受けて母体と胎児の状態を確認しましょう。

（望ましい受診回数）

- 妊娠初期から妊娠 23 週まで おおむね 4 週間に 1 回
- 妊娠 24 週から 35 週まで おおむね 2 週間に 1 回
- 妊娠 36 週から出産まで おおむね 1 週間に 1 回

※受診票は母子健康手帳と一緒に受け取る母子保健ガイドブックの中に入っています。（市町が受診にかかる費用の一部を助成しています）

3. 出産応援給付金

出産準備費用の負担軽減のため、妊婦 1 人につき 5 万円を支給します。支給を受けるには、妊娠の届出時の面談後、お住まいの市町で手続きをしてください。

詳しくは、お住まいの**市町**（29P）にお問い合わせください。

4. 保健師等による訪問指導

妊産婦・新生児あるいは低体重児の保護者を対象に保健師または助産師が電話や訪問により個別に保健指導をしています。

詳しくは、お住まいの**市町**（29P）にお問い合わせください。

5. 出産・育児のための両親学級

お住まいの市町や、医療機関（産婦人科）などでは、妊婦やパートナー等に妊娠や分娩の基礎知識や、赤ちゃんのお世話等の実技指導の講習会を開催し、個別の相談や保健指導を行っています。

詳しくは、お住まいの**市町**（29P）または**医療機関**（産婦人科）等にお問い合わせください。

6. からだもこころも元気に妊娠期を過ごすために

（1）市町の情報提供等

お住まいの市町では、妊娠出産に関する情報提供・相談事業を実施しています。

詳しくは、お住まいの**市町**（29P）にお問い合わせください。

（2）妊娠出産サポート

妊娠、出産の悩みや不安について、産婦人科医師、助産師に無料で相談することができます。

【実施場所】高松市春日町 1176 番地（一社）香川県助産師会

【実施内容】

●電話相談（助産師が行います）

受付時間：6：00～22：00（年中無休） 相談電話：☎087-843-5588

●来所相談（産婦人科医師が行います）

2か月に1回（予約制） 相談予約電話：☎087-843-5588

●助産師のほっと相談室

何かと気がかりや心配事の多い子育て中のお母さんやこれから子育てをする妊婦さんを対象に、妊娠・出産・子育て全般の心配ごとや疑問点を気軽に無料で相談できます。また、小児科医や助産師によるミニ講座も開催します。

詳しくは、**（一社）香川県助産師会** ☎087-844-4131（月～金曜10:00～16:00）または**香川県子ども家庭課** ☎087-832-3285までお問い合わせください。

（3）こころのケア・カウンセリング室

香川県不妊・不育症相談センターでは、不妊・不育症の相談だけでなく、妊娠、出産をとりまく精神的な問題に関するこころのケア・カウンセリングを実施しています。

（予約制）☎087-816-1085

電話受付時間：月～金曜（10：00～16：00）

出産準備！

出産にはいくらかかるのか心配…
いろいろあります、
出産時の経済的支援！



1. 出産時の経済的援助

(1) 出産育児一時金

通常妊娠・出産には、健康保険が使えませんが、分娩に直接要する費用のほか、出産前後に発生する費用の負担を軽減するため、医療保険制度から出産育児一時金（共済組合では出産費）が支給されます。

支給額は加入する医療保険制度により異なります。例えば全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者・被扶養者の方は、1児につき原則50万円（産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産した場合）が支給されます。（2023年3月31日以前の出産の場合は42万円）

また、出産育児一時金等を医療機関等へ支払う「直接支払制度」や「受取代理制度」を実施していますので、原則50万円の範囲においては、加入者が医療機関等へ、直接支払う必要はありません。ただし、「直接支払制度」や「受取代理制度」が利用できるかどうかは、医療機関等にご確認いただく必要があります。

※出産にかかった費用が、出産育児一時金の支給額の範囲内であった場合は、出産後、その差額について加入されている医療保険者へ請求することができます。また、出産にかかった費用が出産育児一時金の支給額を超える場合には、その超えた額を医療機関等へお支払いいただくことになります。

詳しくは、加入されている医療保険者にお問い合わせください。

全国健康保険協会ホームページ (<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>) もご参照下さい。

国民健康保険の被保険者が出産した場合、その世帯主に対し50万円が支給されます。

詳しくは、お住まいの市町の**国民健康保険担当課**にお問い合わせください。

(2) 出産手当金

各医療保険の被保険者の方が出産のため仕事を休み給与が支払われなかった期間（単胎の場合産前6週間、産後8週間に限ります）について、生活費を保障するため、出産手当金が支給されます。

支給額は加入する医療保険制度により異なりますが、全国健康保険協会管掌健康保険の場合、1日あたり標準報酬日額の3分の2に相当する額が支給されます。

なお、標準報酬日額は支給開始日以前の継続した12か月間の平均標準報酬日額を使用することとなりますが、支給開始日以前の期間が12か月に満たない場合は、平均標準報酬日額と当該年度の前年度9月30日における全被保険者の平均標準報酬日額とを比べて、少ない方の額を使用して計算します。

※医療保険者はお手持ちの健康保険証に記載されています。

※国民健康保険にはこの制度はありません。

(3) 医療費控除

自分自身や家族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。出産に伴う出費にも医療費控除の対象となるものがあります。（手続きは翌年の確定申告時に行います）

詳しくは、最寄りの**税務署**にお問い合わせください。

(4) 子育て支援資金（香川県勤労者福祉資金融資制度）

子どもが生まれるときには、準備するものがたくさんあって大変です。そこで、出産前後に必要なもの（出産のための通院・入院、ベビー用品の購入、育児休業中の生活費など）すべてを支援する目的で設けられたのが、この制度。出産前（母子手帳等で確認）から、低利で融資が受けられます。

詳しくは、**四国労働金庫**（高松ローンセンター、定休日：水曜日・祝日）

087-811-4141 にお問い合わせください。

(5) 助産施設

収入が少なく、分娩費用の支払いが困難な場合は、無料または少ない費用で出産できる施設があります。

助産施設一覧は 28P をご覧ください。

詳しくは、**福祉事務所**（28P）にお問い合わせください。

2. 安心して健康に子どもを産むための健康管理等

(1) 産前・産後の健康管理

①妊娠中はふだんよりいっそう健康に気をつけなければなりません。特に注意しなければならないのは、貧血や妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病で、どれも胎児の発育に影響し、母体の健康を損なうことがあります。そのためにも定期的に健康診査（血液検査、血圧測定、尿検査、超音波検査など）を受けて母体と胎児の状態を確認しましょう。

妊産婦（妊娠中及び出産後 1 年を経過しない女性）は、事業主に申し出ることにより、次の保健指導または健康診査を受診するための必要な時間を確保することができます。

●妊娠 23 週までは 4 週間に 1 回

●妊娠 24 週から 35 週までは 2 週間に 1 回

●妊娠 36 週以後出産までは 1 週間に 1 回

※ただし、医師または助産師の指示でこれを上回ることもあります。

●出産後 1 年以内は、医師等の指示に従って、必要な時間を確保しなければなりません。

※受診票は母子健康手帳と一緒に受け取る母子保健ガイドブックの中に入っています。（市町が受診にかかる費用の一部を助成しています）

②妊産婦が医師の指導を受けた場合には、その指導事項を守ることができるよう、事業主は、勤務時間の変更、勤務の軽減など必要な措置を講じなければなりません。これらの措置には、妊娠中の通勤緩和、休憩に関する措置、つわりや切迫流産・早産など妊娠中または出産後の症状などに対応する措置が含まれます。

カードは母子健康手帳の中に入っています。厚生労働者のホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html からダウンロードできます。

母性健康管理をすすめるために、もっと詳しくは、
「妊娠・出産をサポートする女性にやさしい職場づくりナビ」

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>

(2) 産前・産後期の労働

- ①妊産婦は、事業主に請求することにより、時間外労働、休日労働、深夜労働（午後10時～午前5時までの労働）が免除されます。
- ②事業主は、妊産婦が重い物を取り扱う業務など有害な業務に就かせてはならないことになっています。
- ③妊娠中は、事業主に請求することにより、他の軽易な業務に変わることができます。
- ④1歳未満の子どもを育てる女性は、事業主に請求することにより、1日2回少なくとも各30分の育児時間をとることができます。

(3) 不利益取扱いの禁止・ハラスメント防止措置

男女雇用機会均等法において、妊娠、出産、産前産後休業（下記3参照）の取得、妊娠又は出産に起因する症状による労働能率の低下等を理由とする解雇その他の不利益な取扱い（有期労働契約の雇止め、退職の強要、不利益な配置の変更等）は禁止されています。なお、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントの防止措置を講じることが、事業主に義務付けられています。

3. 産前・産後の休業

- 産前6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）は、事業主に請求することにより、休業することができます。
- 産後8週間は、事業主は就業させることができません。ただし、産後6週間経過後に医師が認めた業務について、本人が請求した場合に事業主は就業させることができます。

(1) 産前産後休業保険料免除制度

産前産後休業を取得した場合、産前産後休業期間について、健康保険・厚生年金保険の保険料が会社・自己負担ともに免除されます。事業主から申出書の提出が必要です。

(2) 国民年金第1号被保険者の産前産後期間保険料免除制度

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。対象者は、「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方です。届出先は、お住まいの市役所または町村役場の国民年金担当窓口です。

詳しくは、最寄の[年金事務所](#)にお問い合わせください。

4. 育児休業など男女労働者の育児のための制度

父親、母親いずれでも利用できます。

(1) 育児休業制度

労働者は、申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができます。期間を定めて雇用される者は、申出時点において、子が1歳6か月に達する日までに、労働契約（更新される場合には、更新後の契約）の期間が満了することが明らかでない場合は育児休業の対象となります。

母親（父親）だけでなく父親（母親）も育児休業を取得する場合、子が1歳2か月に達するまで延長できます。**一定の場合※**、子が1歳6か月（子が1歳6か月以降も※の事情がある場合は2歳）に達するまでの間、育児休業をすることができます。

※1歳6か月もしくは2歳まで育児休業ができるのは、次の①、②のいずれかの事情がある場合です。

①保育所に入所を希望しているが、入所できない場合

②子の養育を行っている配偶者であって、育児休業の対象となる子の親であり、1歳もしくは1歳6か月以降子を養育する予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

1歳以降の育児休業の開始日の柔軟化により、1歳以降の育児休業期間の途中で、夫婦で交代することが可能です。

○出生時育児休業（産後パパ育休）

産後休業をしていない労働者は、子の出産後8週間以内に4週間まで、分割して2回取得することができます。なお、労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能となります。

(2) 育児のための短時間勤務制度

3歳に満たない子を養育する労働者は、一定の条件を満たす場合、事業主に申し出るにより、短時間勤務制度（1日6時間）を利用することができます。

(3) 所定外労働（残業）の免除

3歳に満たない子を養育する労働者は、一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより、所定外労働（残業）が免除されます。

(4) 子の看護休暇制度

小学校入学までの子を養育する労働者は、一定の条件を満たす場合、申し出ることにより、子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日まで、病気・けがをした子の看護（予防接種、健康診断を含む。）のために、休暇を取得することができます。また、時間単位での取得も可能です。

(5) 深夜業の制限

小学校入学までの子を養育する労働者は、一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより、深夜業（午後10時から午前5時までの間の労働）が免除されます。

(6) 時間外労働の制限

小学校入学までの子を養育する労働者は、一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより、1か月につき24時間、1年につき150時間を超える時間外労働（法定外労働）が免除されます。

(7) 不利益取扱いの禁止・ハラスメントの防止措置

育児・介護休業法において、育児休業、子の看護休暇や所定外労働の免除、短時間勤務制度等の申出、取得等を理由とする解雇その他不利益な取扱いは禁止されています。なお、職場における育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることが事業主に義務付けられています。

☎ 4の制度に関するお問い合わせは、

香川労働局雇用環境・均等室 ☎ 087-811-8924 まで

香川労働局ホームページ（<https://site.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>）も、ご参照ください。

5. 育児休業中の経済的援助

(1) 出生時育児休業給付金

男性の育児休業の取得促進を図ることを目的として、令和4年10月1日から、雇用保険の被保険者の方を対象に、子の出生後8週間の期間内に合計28日を限度に出生時育児休業（産後パパ育休）を取得した場合、一定の要件を満たすと「出生時育児休業給付金」が受けられるようになりました。

支給額＝休業開始時賃金日額×休業期間の日数（28日が上限）×67%

(2) 育児休業給付金

労働者が育児休業を取得しやすくし、その後の職場復帰を援助・促進することにより、職業生活の継続を支援する制度です。雇用保険の被保険者の方が、満1歳未満の子どもを養育するための育児休業（2回まで分割取得可）を取得し、一定の要件を満たすと「育児休業給付金」の支給を受けることができます。

支給額＝休業開始時賃金日額×支給日数（原則30日）×50%（※）

※180日に達するまでの間に限り、給付率は67%となります。

詳しくは、**最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）**にお問い合わせください。

最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）又は香川労働局ホームページ（<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>）をご参照ください。

※同様の制度が、共済組合等でもあります。ご加入の共済組合にお問い合わせください。

(3) 育児休業保険料免除制度

満3歳未満の子どもを養育するための育児休業期間について、健康保険・厚生年金保険の保険料が会社・自己負担分ともに免除されます。事業主から申出書の提出が必要です。

(4) 養育期間の従前標準報酬月額のみなし措置

子どもが3歳までの間、勤務時間短縮等の措置を受けて働き、それに伴って標準報酬月額が低下した場合、子どもが生まれる前の標準報酬月額に基づく年金額を受け取ることができる仕組みが設けられています。被保険者の申出に基づき、より高い従前の標準報酬月額をその期間標準報酬月額とみなして年金額を計算します。養育期間中の報酬の低下が将来の年金額に影響しないようにするための措置です。

詳しくは、最寄りの**年金事務所**にお問い合わせください。

日本年金機構のホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）をご参照ください。

(5) 子育て支援資金（香川県勤労者福祉資金融資制度）

育児休業中の方で、休業後、元の職場に復帰することが確実な場合に利用できます。

詳しくは、**四国労働金庫**（高松ローンセンター、定休日：水曜日・祝日）

☎087-811-4141 お問い合わせください。

6. かがわ思いやり駐車場制度

妊産婦（単胎児：母子健康手帳の交付日から産後2年までの方、多胎児：母子健康手帳の交付日から産後3年までの方）など移動に配慮が必要な方に、「**かがわ思いやり駐車場利用証**」を交付しています。利用証を提示することで公共的施設（官公署やショッピングセンターなど）に設置された「かがわ思いやり駐車場」を優先的に利用できます。また、同様の制度を実施している中四国全県をはじめ全国41府県1市でも利用できます。

※なお、産後については、単胎児は2歳未満の子どもを同伴する場合、多胎児は3歳未満の子どもを同伴する場合に限ります。

詳しくは、

香川県健康福祉総務課 ☎087-832-3280 または

小豆総合事務所保健福祉課 ☎0879-62-1373

東讃保健福祉事務所健康福祉総務課 ☎0879-29-8250

中讃保健福祉事務所健康福祉総務課 ☎0877-24-9961

西讃保健福祉事務所健康福祉総務課 ☎0875-25-3082

にお問い合わせください。

香川県健康福祉総務課ホームページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/hukushi/parking/kfvn.html>）をご参照ください。

赤ちゃん誕生



新しい家族ができて喜びいっぱい。
乳幼児の健康を支えるさまざまな制度や健康診査があります。

1. 新生児マススクリーニング検査

赤ちゃんの生まれつきの病気（先天性代謝異常等）を早期に見つけて治療するための大切な検査です。

医療機関に母子保健ガイドブックの中の新生児マススクリーニング検査依頼票を提出してください。

2. 新生児聴覚スクリーニング検査

赤ちゃんのきこえの問題を早期に発見し、療育につなげる大切な検査です。

医療機関に母子保健ガイドブックの中の新生児聴覚スクリーニング検査受診票を提出してください。

3. 産婦健康診査

出産後間もない時期のお母さんの身体と心の健康状態を確認し、早期に必要な支援を受けられるようサポートするための健診を行います。

医療機関に母子保健ガイドブックの中の産婦健康診査受診票を提出してください。（産後2週間用と産後1か月用があります。）

4. 産後ケア

出産し退院後に、赤ちゃんとお母さんが宿泊や日帰りで休養をとったり育児の指導を受けることができます。

詳しくは、お住まいの市町（29P）にお問い合わせください。

5. 子育て応援給付金

子育て費用の負担軽減のため、対象児童1人につき5万円を支給します。

支給を受けるには、出生後の面談後、お住まいの市町で手続きをしてください。

詳しくは、お住まいの市町（29P）にお問い合わせください。

6. 伴走型相談支援

妊娠中から子育て期まで、その時期に応じた相談対応や必要な支援を行います。

詳しくは、お住まいの市町（29P）にお問い合わせください。

7. 予防接種

さまざまな病気に対する抵抗力（免疫力）はお母さんから赤ちゃんにプレゼントされた大切なものですが、生後6か月ぐらいで自然に失われていきます。

そのため、予防接種を受け、赤ちゃん自身で免疫を作って病気を予防することが必要となります。予防接種の種類と受ける時期や注意事項は母子健康手帳に記載されています。

 詳しくは、お住まいの市町（29P）にお問い合わせください。

8. 乳幼児健康診査

乳幼児期の疾病や異常の早期発見のため、各市町では医師の診察や保健師の相談・指導が受けられる、集団健康診査を無料で実施しています。

また、1歳未満児は、各医療機関で問診、診察などの乳児一般健康診査を2回まで無料で受けられます。

9. 1歳6カ月児健康診査

1歳6か月児を対象に、身体と心の発達状況を診る一般健康診査（内科診察、精神発達状況、言語障害の有無）と歯科健康診査を各市町で行っています。

10. 3歳児健康診査

3歳児を対象に、身体と心の発達状況を診る一般健康診査（内科診察、視力検査、聴力検査、尿検査、精神発達状況、言語障害の有無）と歯科健康診査を各市町で行っています。

11. 児童手当

0歳から中学校修了（15歳になった後の最初の3月31日）前の子どもに支給されます。支給を受けるには申請手続が必要で、請求のあった月の翌月分からの支給となりますので、出産・転居などの際はお早めにお住まいの市役所・町役場（公務員の方は勤務先）で手続きをしてください。

 支給金額等制度の詳細について、下記（公務員の方は勤務先）にお問い合わせください。

市町名	課 名	電 話	市町名	課 名	電 話
高 松 市	こども家庭課	087-839-2353	三 木 町	こども課	087-891-3322
丸 亀 市	子育て支援課	0877-24-8808	直 島 町	住民福祉課	087-892-2226
坂 出 市	こども課	0877-44-5027	宇 多 津 町	保健福祉課	0877-49-8003
善 通 寺 市	子ども課	0877-63-6365	綾 川 町	子育て支援課	087-876-6510
観 音 寺 市	子育て支援課	0875-23-3962	琴 平 町	子ども・保健課	0877-75-6719
さ め き 市	子育て支援課	0879-26-9905	多 度 津 町	健康福祉課	0877-33-1134
東かがわ市	福祉課	0879-26-1228	まんのう町	福祉保険課	0877-73-0124
三 豊 市	子育て支援課	0875-73-3016			
土 庄 町	健康福祉課	0879-62-7002	香 川 県	子ども政策課	087-832-3282
小 豆 島 町	健康づくり福祉課	0879-82-7038			

12. 子どもの医療費助成制度

この制度は、子どもの医療費について、保険給付を受けた後の自己負担分を助成するものです。

助成を受けるには、保護者はお住まいの市町で手続きをしてください。

詳しくは、お住まいの市町（29P）にお問い合わせください。

13. 未熟児養育医療給付

生まれたときの体重が 2000g 以下、または身体機能が未熟のままで生まれた未熟児は、指定養育医療機関において入院治療に必要な医療が給付されます。前年分の市町民税額等に応じて自己負担があります。

医療給付を受けるには、保護者はお住まいの市町で手続きをしてください。

詳しくは、お住まいの市町（29P）にお問い合わせください。

14. 自立支援医療（育成医療）給付

- ・肢体不自由（先天性股関節脱臼、内反足など）
- ・視覚障害（斜視、白内障、眼瞼下垂など）
- ・聴覚、平衡機能障害（外耳道閉鎖、中耳カタルなど）
- ・音声、言語、そしゃく機能障害（口蓋裂、吃音症など）
- ・心臓障害（心室中隔欠損症など）
- ・腎臓障害（慢性腎不全）
- ・先天性内臓障害（巨大結腸、肛門閉鎖、胆道閉鎖など）
- ・免疫機能障害（HIV 感染）

などの疾患があり、通院、または比較的短期間の入院で、障害が除去あるいは軽減される見込みのある児童は、指定医療機関において治療に必要な医療が給付されます。

市町民税（所得割）等に応じて自己負担があり、市町民税（所得割）の額によっては給付が受けられないことがあります。

医療給付を受けるには、保護者はお住まいの市町で手続きをしてください。

詳しくは、お住まいの市町（29P）にお問い合わせください。

子どもの急な病気や怪我に困ったら？

夜間、子どもの急な病気や怪我などで病院を受診するか迷ったら、「香川県小児救急電話相談」へお電話ください。小児科医や看護師等が受診のアドバイスをします。

＜香川県小児救急電話相談＞ 受付時間（19：00～翌朝8：00）

短縮ダイヤル #8000 専用電話番号 ☎ 087-823-1588

※あくまでも電話によるアドバイスです。診断、治療はできませんのでご了承ください。

※相談は無料ですが、通話料はご負担いただきます。

※一般向け救急電話相談はこちら（受付時間は小児と同じ）

→短縮ダイヤル #7899 専用電話番号 ☎ 087-812-1055

15. 小児慢性特定疾病医療給付

小児の慢性疾病のうち、

1. 悪性新生物
2. 慢性腎疾患
3. 慢性呼吸器疾患
4. 慢性心疾患
5. 内分泌疾患
6. 膠原病
7. 糖尿病
8. 先天性代謝異常
9. 血液疾患
10. 免疫疾患
11. 神経・筋疾患
12. 慢性消化器疾患
13. 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
14. 皮膚疾患
15. 骨系統疾患
16. 脈管系疾患

の16疾患群について、その治療が長期にわたり、入院もしくは通院している児童は、その治療に必要な医療が給付されます。

市町民税額（所得割）等に応じて自己負担があります。

医療給付を受けるには、保護者は居住地を管轄する保健所で手続きをしてください。

 詳しくは、**保健所**（28P）にお問い合わせください。

16. お子さんの命を守るチャイルドシートへの助成制度

自動車の運転者が6歳未満の乳幼児を自動車に乗車させる場合にチャイルドシートの使用が義務付けられています。チャイルドシートを使用していないと、使用している時に比べて事故時に死亡または重傷となる率が著しく高くなります。

お子さんの命を守るため、また、事故による被害を防止・軽減するために、自動車に同乗させるときにはチャイルドシートを必ず使用しましょう。

※なお、乳幼児が負傷等のためチャイルドシートを使用させることが療養上または健康保持上適当でないときなど使用義務が免除される場合があります。

 詳しくは、**警察本部交通企画課** ☎ 087-833-0110 お問い合わせください。

●チャイルドシート助成制度（助成・レンタル）を実施している市町や交通安全協会があります。

 詳しくは、**市町**（29P）もしくは最寄りの**交通安全協会**にお問い合わせください。

17. 自転車の安全利用

16歳以上の運転者が安全基準に適合した幼児2人同乗用自転車を運転する場合に限って、6歳未満の幼児2人を幼児用座席に同乗させることができます。

令和5年4月1日から全ての自転車利用者は乗車用ヘルメットの着用が努力義務化となりました。転倒時の被害を軽減するためにも、運転、同乗する方は乗車用ヘルメットを着用しましょう。

また、幼児用座席のお子さんにも乗車用ヘルメットの着用とシートベルトを装着させましょう。

詳しくは、**警察本部交通企画課** ☎087-833-0110 にお問い合わせください。

香川県警察本部ホームページ

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/police/> の“交通安全”を参考にしてください。

18. その他

(1) かがわ子育て応援サイト「Colorful+」

(みんなトクだね応援団・さんさんパスポート・かがわこどもの駅)

かがわ子育て応援サイト Colorful+ (カラフル+)

<https://colorfulplus.pref.kagawa.lg.jp/>



【みんなトクだね応援団】

毎月19日の「かがわ育児の日」を中心に、18歳未満のお子さまと家計を共にしているご家庭が、県内の加盟店舗でおトクなサービス・特典が受けられます。



【さんさんパスポート】

3人以上の子どもを持つ子育て家庭が、県内加盟店舗でさんさんパスポートを提示するとサービス・特典が受けられます。



【かがわこどもの駅】

子育て家庭が安心して外出できるように、①授乳の場、②おむつ替えができる設備、③こども用トイレ、④妊婦用駐車場のうち、2つ以上の設備が整っている施設を「かがわこどもの駅」として認定し情報提供しています。

(2) 県の公式 SNS「香川県子ども政策推進局子ども政策課」

子ども・子育てに関するイベントや取組みの情報を発信

▼ Instagram



▼ X (旧 Twitter)



▼ Youtube



イクジー

子育て相談

子どもの成長には
個人差があり「マニュアル」
どおりにはいかないもの。
ひとりで悩む前にまず相談。



1. 市町の情報提供等

お住まいの市町では、子育て支援に関する情報提供を行っています。
また、保護者の方のご希望や状況にあわせて、必要な助言や支援が受けられるよう地域での調整を行っています。

詳しくは、お住まいの市町（29P）にお問い合わせください。

2. 保健所・子育て世代包括支援センター

各市町の子育て世代包括支援センターや県の各保健所では、乳幼児の発育や発達、ことばなどの相談事業や親子教室などを行っています。

上記の相談機関の他にもさまざまな育児などについての相談機関があります。
詳しくは、[香川県子ども家庭課（母子保健グループ ☎ 087-832-3285）](#)
や各市町にお問い合わせください。

3. 地域子育て支援拠点

地域子育て支援拠点は、地域子育て支援センターやつどいの広場などと呼ばれ、乳幼児を中心とした親子が集い、相互に交流や情報交換するほか、子育てに関する相談や関連情報の提供を行っています。保育所に併設されたり、公共施設内のスペースや商店街の空き店舗、民家など、地域の身近な場所に設置されています。

詳しくは、市町（29P）もしくは各地域
子育て支援拠点（右記 QR コード）にお
問い合わせください。



◀ 地域子育て支援
拠点一覧はこちら

4. 利用者支援事業

(1) 利用者支援事業（基本型）

身近な場所で、子育て支援コーディネーターや子育て支援相談員などが、子育ての相談を受けたり、子育て支援事業などについての情報提供を行います。また、連携する関係機関へつなぐお手伝いもしています。気軽にご相談ください。

担 当	問い合わせ先	住 所	電 話
高松市子育て支援 コーディネーター	春日こども園地域子育て支援センター	高松市春日町 1287-1	087-841-1920
	にしおか医院地域子育て支援センター	高松市寺井町 1385-10	087-885-8740
	ひまわりはうすことこ	高松市出作町 382-1 酒井ハイツ 110	087-816-5053
	わはは・ひろば高松	高松市大工町 1-4	087-816-5581
丸亀市子育て支援 総合相談窓口	まる育サポート～あだあじお～	丸亀市大手町二丁目 1 番 7 ひまわりセンター 3 階	0877-85-8810
丸亀市子育て支援 コーディネーター	トゥインクル（認定 NPO 法人さぬきっ ずコムシアター）	丸亀市土器町東 2-248	0877-43-2022

担 当	問い合わせ先	住 所	電 話
坂出市子育て支援 コーディネーター	さかいで子育て支援センター (まるっ子ひろば)	坂出市林田町 1960-6	0877-35-8282
善通寺市子育て支援 コーディネーター	子ども・家庭支援センター (NPO 法人子育てネットくすくす)	善通寺市文京町 2-2-2	080-3161-0830
観音寺市子育て支援 コーディネーター	観音寺市子育て支援センター (ほっとはうす萩)	観音寺市大野原町萩原 2354	0875-23-6234
さぬき市子育て支援 相談員	さぬき市子育て世代包括支援センター (さぬきッス子育てサポートセンター)	さぬき市寒川町石田東 甲 935 番地 1	0879-26-9932
三豊市子育て支援 コーディネーター	NPO 法人すくすく	三豊市仁尾町仁尾辛 34-2 市民センター 2F	0875-23-6570
小豆島町利用者支援 相談員	小豆島町こども教育課	小豆郡小豆島町片城 甲 44-95	0879-82-7010
三木町利用者支援 相談員	三木町こども課	木田郡三木町大字氷上 310	087-891-3322
綾川町子育て支援 コーディネーター	綾川町子育て支援施設きらり	綾歌郡綾川町畑田 671-8	087-877-2320
多度津町子育て支援 コーディネーター	多度津町健康センター (別館ビーチ)	仲多度郡多度津町 西港町 127-1	0877-32-8565

(2) 利用者支援事業（母子保健型）

保健師、助産師などの専門職が関係する機関のスタッフと連携して、妊娠・出産・子育てに関するさまざまな相談に応じ、健やかに安心して妊娠期から子育て期までを過ごせるよう切れ目のない支援を行っています。気軽にご相談ください。

市 町	問い合わせ先	住 所	電 話
高 松 市	高松市保健センター・ 子育て世代包括支援センター	高松市桜町1丁目9番12号 (高松市健康づくり推進課)	087-839-2363
	高松市仏生山保健センター・ 子育て世代包括支援センター	高松市仏生山町甲218番地1 (仏生山交流センター内)	087-889-7772
	勝賀保健ステーション・ 子育て世代包括支援センター	高松市香西南町476番地1 (ふれあい福祉センター 勝賀内勝 賀総合センター併設)	087-882-7971
	牟礼保健ステーション・ 子育て世代包括支援センター	高松市牟礼町牟礼302番地1 (牟礼総合センター2階)	087-845-5249
	香川保健ステーション・ 子育て世代包括支援センター	高松市香川町川東上1865番地13 (香川総合センター内)	087-879-0371
	国分寺保健ステーション・ 子育て世代包括支援センター	高松市国分寺町新居1298番地 (国分寺総合センター内)	087-874-8200
	山田保健ステーション・ 子育て世代包括支援センター	高松市川島本町191番地10 (山田総合センター内)	087-848-6581
丸 亀 市	まる育サポート ハッピーサポート丸亀	丸亀市大手町2-4-21	0877-24-8806
坂 出 市	坂出市子育て世代包括支援センター	坂出市室町二丁目3番5号 (坂出市役所内)	0877-44-5006
善 通 寺 市	善通寺市子育て世代包括支援センター	善通寺市文京町二丁目1番1号	0877-63-6365
観 音 寺 市	観音寺市子育て世代包括支援センター	観音寺市坂本町一丁目1番1号	0875-23-3964

市 町	問い合わせ先	住 所	電 話
さぬき市	さぬき市子育て世代包括支援センター (さぬきッズ子育てサポートセンター)	さぬき市寒川町石田東甲935番地1	0879-26-9932
三 豊 市	三豊市子育て支援課	三豊市高瀬町市下勝間2373番地1	0875-73-3016
小豆島町	小豆島町健康づくり福祉課	小豆島町片城甲44番地95	0879-82-7038
三 木 町	三木町こども課	木田郡三木町大字氷上310番地	087-891-3322
宇多津町	宇多津町子育て世代包括支援センター (保健センター内)	綾歌郡宇多津町1881番地	0877-49-8008
琴 平 町	琴平町子育て世代包括支援センター	仲多度郡琴平町榎井817-10 (琴平町子ども・保健課内)	0877-75-6719
多度津町	多度津町健康センター(別館ビーチ)	仲多度郡多度津町西港町127-1	0877-33-8565
まんのう町	まんのう町健康増進課	仲多度郡まんのう町長尾501番地1	0877-73-0126

5. 子育てサークル

子育て中のお母さんたちの悩み相談や情報交換の場、そして子どもたちのふれあいの場です。公民館や地域子育て支援センターで開催しています。

「子育て真っ最中で悩みがいっぱい」「お友達が欲しい」というあなた。気軽に参加してみませんか？

子育てサークル情報は子育てサークル情報ホームページ (<https://www.sanuki.or.jp/zaidan/circle>) をご覧ください。

6. 香川県教育センター

幼児・児童生徒一人一人の心身の健全な成長と発達を図るため、教育上の諸問題についての相談に応じます。

●来所相談（予約制）

【場所】高松市郷東町 587-1

【電話】087-813-0945

【時間】(月～金曜) 9:00～17:00 (第2・4土曜) 13:00～17:00

※年末年始・祝日除く

【対象】おおむね 18 歳までの子どもとその保護者、学校関係者

【内容】不登校、いじめ、学業・進路、しつけ・育て方、発達上の課題、その他教育全般

●子ども電話相談

【電話】087-813-3119

【時間】9:00～21:00 (通年)

【対象】おおむね 18 歳までの子ども

【内容】学校生活、家族関係、交友関係、自分自身の悩み等

●子育て電話相談

【電話】087-813-2040

【時間】9:00～21:00 (通年)

【対象】おおむね 18 歳までの子どもをもつ保護者、学校関係者

【内容】学校生活、子育て、家庭教育全般の悩み、その他の教育全般

● 24 時間いじめ電話相談

【電話】 087-813-1620、0120-0-78310 (24 時間子供 SOS ダイアル)

【時間】 24 時間 (通年)

【対象】 おおむね 18 歳までの子どもとその保護者、学校関係者

【内容】 いじめ問題を含む学校生活や家庭での悩み

● 子どものネットトラブル相談

【電話】 087-813-3850

【時間】 (月～金曜) 9:00～17:00 ※年末年始・祝日除く

【対象】 おおむね 18 歳までの子どもとその保護者、学校関係者

【内容】 子どものインターネット上のトラブル全般

● メール相談

【対象】 おおむね 18 歳までの子どもとその保護者、学校関係者

【内容】 学校生活、家庭教育全般の悩み

【方法】 ①香川県教育センターのホームページからアクセス

<https://www.kagawa-edu.jp/educ01/>

②あて先にメールアドレスを直接入力

kesoudan@kagawa-edu.jp

● FAX 相談

【FAX】 087-881-3272

【対象】 おおむね 18 歳までの子どもとその保護者、学校関係者

【内容】 学校生活、家庭教育全般の悩み

7. 児童相談所

子どもや家庭に関するさまざまな相談（子育ての心配や不安）に応じます。

● 子ども女性相談センター

【場所】 高松市西宝町 2 丁目 6-32

【電話】 087-862-8861

【時間】 原則として平日 8:30～17:15 ※年末年始・祝日除く

※緊急の場合は時間外や土日祝日であってもご相談ください。

【担当区域】 高松市・さぬき市・東かがわ市・小豆郡・木田郡・香川郡

● 西部子ども相談センター

【場所】 丸亀市土器町東 8 丁目 526 香川県中讃保健福祉事務所 2 階

【電話】 0877-24-3173

【時間】 原則として平日 8:30～17:15

【担当区域】 丸亀市・坂出市・善通寺市・観音寺市・三豊市・綾歌郡・仲多度郡

● 子どもと家庭の電話相談

【電話】 087-862-4152

【時間】 月～土曜 9:00～21:00 ※年末年始・祝日除く

● Eメール相談

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/kosodate/kodomo/kj-soudan/kfvn.html>

8. 児童家庭支援センター

児童養護施設に併設され、子育てについての疑問など子どもと家庭についての相談を、児童相談所（香川県子ども女性相談センター）をはじめ、地域の関係機関と一緒に考えて、問題の解決に努めています。

児童家庭支援センターけいあい

☎ 0879-25-6067 東かがわ市白鳥 956 番地

【電話相談】24 時間 365 日

【来所・訪問相談】9:30～18:00（要予約）

9. リフレッシュのために利用できる保育サービス

保護者が病気や休養の場合はもとより、リフレッシュのために乳幼児を預かるサービス（一時保育）や、ファミリー・サポート・センターなど各種保育サービスがあります。

各種保育サービスの内容は 20P 以降をご覧ください。

10. 子育てホームヘルプサービス

児童を養育している保護者が一時的に育児援助や家事援助などを必要とする場合に、ホームヘルパーを派遣（有料）します。

実施市町	問い合わせ先	
丸 亀 市	子育て支援課	TEL 0877-24-8808
善 通 寺 市	カナン子育てプラザ 21	TEL 0877-62-3695
東 か が わ 市	社会福祉協議会	TEL 0879-26-1151
三 豊 市	子育て支援課	TEL 0875-73-3016
三 木 町	シルバー人材センター	TEL 087-899-8817
綾 川 町	国保総合保健施設えがお	TEL 087-876-2525（家事援助のみ）
ま ん の う 町	社会福祉協議会	TEL 0877-77-2991

11. 「子育て県かがわ」情報発信サイト Colorful

あなたのライフステージにあわせた子育て支援情報を提供。また、保育施設（保育所・認定こども園など）・幼稚園情報、子育て相談、子育て支援情報誌紹介など情報満載。

「子育て県かがわ」情報発信サイト Colorful

<https://kagawa-colorful.com/>



▲
サイトはこちら

子どもの居場所



1. 保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業・幼稚園

保育所（園）とは、就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設で、知事（中核市の場合は市長）の認可を受けたもの（認可保育所）のことです。

認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設で、知事（中核市の場合は市長）の認可（認定）を受けたもののことです。

地域型保育事業とは、保育所（園）（原則 20 人以上）より少人数の単位で 0～2 歳の子どもを保育する事業であり、市町長の認可を受けたものです。認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業は国、県、市町が経費を負担し、運営されています。就労などで子どもを預けなければならなかったら、まず、市町の保育関係窓口（29P）に相談してください。通常の保育以外に延長保育、休日保育などの特別保育事業を実施している認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業もあります。

- 入所手続きは、市町の保育関係窓口に応じ込んでください。
- 対象児童は、原則として小学校に入学するまでの乳幼児です。
- 保育料は、保護者の所得税額等に応じて、市町が定める額を保護者が負担することになっています。

※認可保育所とは別に「認可外保育施設」（無認可）があります。

「認可外保育施設」とは、児童福祉法に基づく認可を受けていない保育施設の総称です。個人、団体、民間会社などが設置・運営しているもので、市町に申し込む認可保育所とは異なり、施設と直接契約することになります。利用形態もさまざまですので、契約内容を十分確認し、事前に施設を見学することをお勧めします。

- 入所手続き、保育料など、詳しくは直接施設へお問い合わせください。

企業主導型保育事業とは、国が行う「企業主導型保育事業」によって、施設の設立や運営のための助成を受けている保育施設です。事業者の従業員の子どもが利用する「従業員枠」と、地域の子どもが利用する「地域枠」を設けている施設もあります。（住所地ではない市町の施設であっても入所が可能です。）

幼稚園とは、3 歳以上の幼児を対象として、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする学校であって、小学校以降の生活や学習の基盤を培う学校教育のはじまりとしての役割を担っているものをいいます。幼稚園教育は、幼児期の発達の特性に照らして、幼児の自発的な活動としての遊びを重要な学習として位置付け、幼稚園教育要領に従って教育課程が編成され、教育の専門家である教員の援助によって、適切な施設設備の下に、組織的・計画的な環境を通して行うものです。

・幼児教育・保育の無償化

保育所（園）や認定こども園等の保育料は、3～5 歳のすべての子ども（0 歳～2 歳の住民税非課税世帯の子どもを含む）について、無償化されています。

※通園送迎費、食材料費、行事費などは保護者の負担になります。

※無償化の対象にならない施設や、償還払いの手続きが必要な場合がありますので、お住まいの市町にご確認ください。



◀保育所（園）・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業
一覧はこちら



◀認可外保育施設
一覧はこちら



◀企業主導型保育事業
一覧はこちら

幼稚園一覧は 32P ～ 35P をご覧ください。

2. 多様なニーズにこたえる特別保育サービス

(1) 延長保育

通常の保育時間を超えて保育します。(該当施設は上記 QR コードに掲載しています)

(2) 休日保育

保護者の事情で休日に保育できない場合に保育します。

(3) 病児保育・病後児保育

病中や病後のため保育所で集団保育ができず、保護者が仕事を休めないといった場合などに医療機関や保育所に併設した専用の施設で預かります。高松市・丸亀市・坂南市・善通寺市・観音寺市・さぬき市・東かがわ市・小豆島町・三木町・綾川町で実施施設があり、全ての施設で市町外からの利用が可能です。なお、第2子以降の3歳未満児・第3子以降の就学前児童の方は、利用料（延長料金、飲食物費は除く）が無料になります。

病児・病後児保育施設一覧は 40P をご覧ください。

3. 一時預かり事業

保護者が、病気や急用の場合や、育児疲れをリフレッシュしたい時などに、一時的に保育が必要となる児童を保育します。



◀一時預かり事業に関する情報はこちら

4. 第3子以降保育料等減免事業

多子世帯の保護者の経済的負担を軽減するため、保育所等入所児童のうち第3子以降の就学前児童に対する保育料及び副食費を減免しています。

👉 詳しくは、**市町**（29P）にお問い合わせください。

5. 第2子3歳未満児・第3子以降就学前児童の病児保育利用料無料化事業

保護者の経済的負担を軽減するため、病気の治療中や回復期の子どもを一時的に預かる病児保育施設での利用料（延長料金、飲食物費は除く）を、第2子は3歳未満児を対象に、第3子以降は就学前児童を対象に無料化しています。

👉 詳しくは、**市町**（29P）にお問い合わせください。

6. ファミリー・サポート・センター事業

地域の中で、「子育ての援助をしたい人」と「子育ての援助をしてほしい人」を結ぶ会員組織です。

仕事で保育所のお迎えができない時、通院や用事がある時、子どもを預かってほしい時、リフレッシュしたい時などに利用できます。

詳しくは、**ファミリー・サポート・センター**（36P）にお問い合わせください。

7. 一時的に保護者の代わりになります〈子育て短期支援事業〉

保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童養護施設などで一定の期間預かります。

●短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行います。

【実施市町】高松市・丸亀市・坂出市・善通寺市・観音寺市・さぬき市・東かがわ市・三豊市・三木町・宇多津町・綾川町・琴平町・多度津町・まんのう町

●夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に児童養護施設などで児童を預かります。

【実施市町】高松市・丸亀市・善通寺市・観音寺市・さぬき市・東かがわ市・三豊市・三木町・宇多津町・琴平町・多度津町・まんのう町

詳しくは、**市町**（29P）にお問い合わせください。

8. 放課後児童クラブ（学童保育）

昼間、就労等により家庭に保護者のいない、小学校に就学している児童を対象に、学校の空き教室などを活用して育成、指導などを行う児童クラブが設置されています。



◀放課後児童クラブ一覧はこちら

9. ご存知ですか？地域の遊び場「児童館」

児童館とは、子どもに健全な遊びを提供して、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設です。香川県では、各市町が設置している公立児童館、社会福祉法人などが設置している民間児童館、香川県が設置している大型児童館「さぬきこどもの国」をあわせて県内に38館の児童館があり、さまざまな活動を行っています。スタッフとして専門職員である児童の遊びを指導する者（児童厚生員）やボランティアの方々が、子どもの遊びをサポートするため、さまざまな設備を用意し、楽しい集団遊びや行事などを企画、運営しています。

詳しくは、**市町**（29P）もしくは**各児童館**（30P～31P）にお問い合わせください。

児童館一覧は30P～31Pをご覧ください。

さぬきこどもの国

<https://www.sanuki.or.jp/>



▲
サイトはこちら

さぬきこどもの国のイベント、プラネタリウムや美術、音楽、科学、コンピュータ工房での遊びやいきいき子育てセミナーの案内が満載！

10. その他

(1) 香川県子どもの未来応援ネットワーク

食を通じて子どもの居場所づくりを行う『子ども食堂』をはじめ、子どもたちを見守り一緒に過ごす『支援の場』では、地域のニーズに応じて学習支援や体験活動など様々な取り組みを行っています。

👉 詳しくは、(福) 香川県社会福祉協議会 ☎087-861-0546 にお問い合わせください。

(福) 香川県社会福祉協議会ホームページ（香川子どもの未来応援情報ひろば）(<https://kagawaken-shakyo.com/>) をご参照ください。

(2) きらきらかがわ青少年ネット

きらきらかがわ青少年ネット

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kosodate/kirakira/kfvn.html>

青少年の育成に関するイベントや支援に関する情報を掲載！



▲
サイトはこちら

子育て資金



子どもの成長を見守りつつ 社会人へのステップをひとりずつ

1. 高校生から大学生までの経済支援

(1) 香川県高等学校等奨学金

高等学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校高等課程などに在学する生徒を対象に、奨学金を貸与（無利子）しています。

詳しくは、**香川県教育委員会事務局高校教育課** ☎ 087-832-3748
にお問い合わせください。

県教育委員会ホームページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/kokokyoiku/nyushi/jugyoryo/tuition02.html>）をご参照ください。

(2) 香川育英会奨学金

（公財）香川育英会では、高校生に奨学金の給付及び貸与（無利子）を行っています。

詳しくは、（公財）**香川育英会**（県教育委員会事務局高校教育課内）
☎ 087-832-3753 お問い合わせください。

(3) 高等学校定時制・通信制在学学生への修学資金貸付制度

高等学校の定時制課程または通信制課程に在学する勤労青少年を対象に、修学資金を貸与（無利子）しています。

詳しくは、**香川県教育委員会事務局高校教育課** ☎ 087-832-3754
にお問い合わせください。

(4) 独立行政法人日本学生支援機構

大学院・大学（学部）・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）で学ぶ学生・生徒を対象として、第一種奨学金（無利息）第二種奨学金（利息付）を貸与しています。

詳しくは、在学する学校の奨学金担当窓口にお問い合わせください。

(5) 香川県大学生等奨学金

香川県では、意欲や能力が高いにもかかわらず、経済的な理由で大学等へ進学することが困難な方を支援するために奨学金（無利子）を貸与しています。

詳しくは、**香川県政策部政策課** ☎ 087-832-3122 お問い合わせください。

詳しくは下記のホームページへ
（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/seisaku/syougakukin/daigaku.html>）

(6) 日本学生支援機構第一種奨学金返還支援制度

香川県では、大学卒業後に県内に就職・定住し、かつ地域の中核的企業等を担う人材と成り得る方を支援するため、日本学生支援機構第一種奨学金の返還額の一部を支援しています。

詳しくは、[香川県政策部政策課](#) ☎087-832-3122 にお問い合わせください。

詳しくは下記のホームページへ

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/seisaku/syougakukin/henkanshien.html>)

(7) 子育て支援資金（香川県勤労者福祉資金融資制度）

子育て家庭の教育費の負担軽減を図るため、入学のためや在学中に必要な資金を、低利で融資しています。

詳しくは、[四国労働金庫](#)（高松ローンセンター、定休日：水曜日・祝日）
☎087-811-4141 にお問い合わせください。

(8) 奨学のための給付金

学習意欲のある全ての高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費を負担軽減するために、住民税所得割の非課税世帯などに対し奨学のための給付金を支給します。

詳しくは、
国公立の高等学校等について
[香川県教育委員会事務局高校教育課](#) ☎087-832-3754
私立の高等学校等について
[香川県総務学事課](#) ☎087-832-3058 にお問い合わせください。

2. 子育てしながら再就職を希望する方への支援

(1) マザーズコーナー

香川労働局では、お子様を連れてお仕事の相談ができる「マザーズコーナー」を設置し、子育てをしながら仕事を探している方に対する再就職を支援しています。

- しごとプラザ高松に設置 ☎087-823-8609（9：30～18：00）
※月～金曜、第2・4土曜（祝日・年末年始を除く）
- ハローワーク丸亀に設置 ☎0877-21-8645（8：30～17：15）
※月～金曜（祝日、年末年始を除く）

(2) かがわ女性・高齢者等就職支援センター

子育て中の女性等の就職サポート業務（就職活動に係る相談、個別セミナーやキャリアカウンセリング、職場実習等）を行っています。

- 高松 ☎087-802-2705（10：00～17：00）
※毎週火～金曜、毎月第2／第4月・土曜（祝日・年末年始を除く）
〒760-0029 高松市丸亀町13-2丸亀町商店街ビル3階
（しごとプラザ高松と同建物内）

●中西讃サテライト

☎ 0877-85-9011 (10:00～17:00)

※毎週木・土曜(祝日・年末年始を除く)

〒763-0034 丸亀市大手町2-1-20

丸亀市生涯学習センター3階

(3) 母子家庭等の自立支援

母子家庭の母又は父子家庭の父が技術を身につけるための教育訓練講座の受講や養成機関での修業など、個々の母子家庭の母又は父子家庭の父の積極的な能力開発の取組みを支援し、自立の促進を図る制度があります。

☞ 詳しくは、**県・市福祉事務所** (28P) の**母子・父子自立支援員**にお問い合わせください。

3. その他、仕事と子育ての両立支援情報

香川労働局ホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>)
をご参照ください。

【各市町子育てサイトホームページ】



◀高松市



◀小豆島町



◀丸亀市



◀三木町



◀坂出市



◀直島町



◀善通寺市



◀宇多津町



◀観音寺市



◀綾川町



◀さぬき市



◀琴平町



◀東かがわ市



◀多度津町



◀三豊市



◀まんのう町



◀土庄町

保 健 所

名 称	郵便番号	住 所	電 話	管轄区域
高松市保健所	760-0074	高松市桜町1丁目10-27	087-839-2860	高松市
高松市保健センター	760-0074	高松市桜町1丁目9-12	087-839-2363	高松市
東讃保健福祉事務所 (東讃保健所)	769-2401	さぬき市津田町津田930-2	0879-29-8264	さぬき市・東かがわ市・ 木田郡・香川郡
小豆総合事務所 (小豆保健所)	761-4121	小豆郡土庄町洲崎甲2079-5	0879-62-1373	小豆郡
中讃保健福祉事務所 (中讃保健所)	763-0082	丸亀市土器町東8丁目526	0877-24-9963	丸亀市・坂出市・普通寺市・ 仲多度郡・綾歌郡
西讃保健福祉事務所 (西讃保健所)	768-0067	観音寺市坂本町7丁目3-18	0875-25-3082	観音寺市・三豊市

助 産 施 設

名 称	定員(床)	郵便番号	住 所	電 話
高松市立みんなの病院	20	761-8538	香川県高松市仏生山町甲847-1	087-813-7171
三豊総合病院	4	769-1695	観音寺市豊浜町姫浜708	0875-52-3366
小豆島中央病院	2	761-4301	小豆郡小豆島町池田2060-1	0879-75-1121

助産施設と同様な取扱いのできる医療機関について

付近に助産施設がない等、真にやむを得ない場合、妊産婦を独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関に入院させ、助産施設と同様の取扱いをすることができます。

(要件)・原則として当該産科部門に空床がある場合に限る。・対象者の入院についてあらかじめ、医療機関の長の同意を得るものとする。

(県内の対象となる医療機関)

○独立行政法人国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター 〒765-8507 普通寺市仙遊町2丁目1番1号 TEL 0877-62-1000

福 祉 事 務 所

名 称	郵便番号	住 所	電 話	管轄区域
高松市福祉事務所	760-8571	高松市番町1丁目8-15	087-839-2353	高松市
丸亀市福祉事務所	763-8501	丸亀市大手町2丁目4-21	0877-24-8808	丸亀市
坂出市福祉事務所	762-8601	坂出市室町2丁目3-5	0877-44-5027	坂出市
普通寺市福祉事務所	765-8503	普通寺市文京町2丁目1-1	0877-63-6365	普通寺市
観音寺市福祉事務所	768-8601	観音寺市坂本町1丁目1-1	0875-23-3962	観音寺市
さぬき市保健福祉事務所	769-2395	さぬき市寒川町石田東甲935-1	0879-26-9902	さぬき市
東かがわ市保健福祉事務所	769-2692	東かがわ市湊1847-1	0879-26-1229	東かがわ市
三豊市福祉事務所	767-8585	三豊市高瀬町下勝間2373	0875-73-3016	三豊市
東讃保健福祉事務所	769-2401	さぬき市津田町津田930-2	0879-29-8253	木田郡・香川郡
中讃保健福祉事務所	763-0082	丸亀市土器町東8丁目526	0877-24-9960	綾歌郡・仲多度郡
小豆総合事務所保健福祉課	761-4121	小豆郡土庄町洲崎甲2079-5	0879-62-1373	小豆郡

市町母子保健・保育関係・窓口

市 町 名	母子保健関係	電 話	保育・子育て支援関係	電 話
高 松 市	健康づくり推進課	087-839-2363	こども保育教育課 子育て支援課	087-839-2358 087-839-2354
丸 亀 市	健康課	0877-24-8806	幼保運営課 子育て支援課	0877-35-8892 0877-24-8808
坂 出 市	けんこう課	0877-44-5006	こども課	0877-44-5027
善 通 寺 市	子ども課	0877-63-6365	子ども課	0877-63-6365
観 音 寺 市	健康増進課	0875-23-3964	こども未来課 子育て支援課	0875-23-3903 0875-23-3962
さ ぬ き 市	国保・健康課	0879-26-9908	幼保こども園課 子育て支援課	0879-26-9906 0879-26-9905
東 か が わ 市	保健課	0879-26-1229	子育て支援課	0879-26-1231
三 豊 市	子育て支援課	0875-73-3016	保育幼稚園課 子育て支援課	0875-73-3036 0875-73-3016
土 庄 町	健康福祉課	0879-62-7002	教育総務課	0879-62-7012
小 豆 島 町	健康づくり福祉課	0879-82-7038	こども教育課	0879-82-7014
三 木 町	こども課	087-891-3322	こども課	087-891-3322
直 島 町	住民福祉課	087-892-3400	教育委員会	087-892-2882
宇 多 津 町	健康増進課	0877-49-8008	保健福祉課	0877-49-8003
綾 川 町	健康福祉課	087-876-2525	子育て支援課	087-876-6510
琴 平 町	子ども・保健課	0877-75-6719	子ども・保健課	0877-75-6705
多 度 津 町	健康福祉課	0877-33-1134	健康福祉課	0877-33-1134
ま ん の う 町	健康増進課	0877-73-0126	学校教育課	0877-89-7100

子育て世代包括支援センター

市 町 名	施 設 名	住 所	電 話
高 松 市	高松市保健センター・ 子育て世代包括支援センター	高松市桜町1丁目9番12号	087-839-2363
高 松 市	高松市仏生山保健センター・ 子育て世代包括支援センター	高松市仏生山町甲218番地1	087-889-7772
高 松 市	勝賀保健ステーション・ 子育て世代包括支援センター	高松市香西南町476番地1	087-882-7971
高 松 市	牟礼保健ステーション・ 子育て世代包括支援センター	高松市牟礼町牟礼302番地1	087-845-5249
高 松 市	香川保健ステーション・ 子育て世代包括支援センター	高松市香川町川東上1865番地13	087-879-0371
高 松 市	国分寺保健ステーション・ 子育て世代包括支援センター	高松市国分寺町新居1298	087-874-8200
高 松 市	山田保健ステーション・ 子育て世代包括支援センター	高松市川島本町191番地10	087-848-6581
丸 亀 市	丸亀市子育て支援総合相談窓口 ～あだあじお～	丸亀市大手町2-1-7	0877-85-8810
丸 亀 市	ハッピーサポート丸亀	丸亀市大手町2-4-21	0877-54-8806

子育て世代包括支援センター

市 町 名	施 設 名	住 所	電 話
坂 出 市	坂出市子育て世代包括支援センター	坂出市室町二丁目3番5号	0877-44-5006
善 通 寺 市	善通寺市子育て世代包括支援センター	善通寺市文京町二丁目1番1号	0877-63-6365
観 音 寺 市	観音寺市子育て世代包括支援センター	観音寺市坂本町一丁目1番1号	0875-23-3964
さ ん き 市	さぬきッズ子育てサポートセンター	さぬき市寒川町石田東甲935番地1	0879-26-9932
東 か が わ 市	東かがわ市子育て世代包括支援センター	東かがわ市湊1847-1	0879-26-3620
三 豊 市	子育て世代包括支援センター 「なないろ」	三豊市高瀬町下勝間2373番地1	0875-73-3016
土 庄 町	土庄町子育て世代包括支援センター	小豆郡小土庄町測崎甲44-95	0879-62-7002
小 豆 島 町	小豆島町子育て世代包括支援センター	小豆郡小豆島町片城甲44番地95	0879-82-7038
三 木 町	三木町子育て世代包括支援センター 「すまいる」	木田郡三木町大字氷上310番地	087-891-3322
直 島 町	直島町こども子育て総合支援センター	香川郡直島町1122-1	087-892-3400
宇 多 津 町	宇多津町子育て世代包括支援センター	綾歌郡宇多津町1881番地	0877-49-8008
綾 川 町	子育て支援施設きらり	綾歌郡綾川町畑田671-8	087-877-2320
琴 平 町	琴平町子育て世代包括支援センター	仲多度郡琴平町榎井817-10	0877-75-6719
多 度 津 町	多度津町子育て世代包括支援センター	仲多度郡多度津町西港町127番地1 (別館ビーチ)	0877-32-8565
ま ん の う 町	子育て世代包括支援センター	仲多度郡まんのう町長尾501番地1 (かりん健康センター内)	0877-73-0126

児 童 館

県 市 町 名	児 童 館 名	郵便番号	住 所	電 話
香 川 県	さぬきこどもの国	761-1402	高松市香南町由佐3209	087-879-0500
高 松 市	高松市田村文化センター	761-8057	高松市田村町662-1	087-867-6904
高 松 市	高松市中川文化センター	761-0322	高松市前田東町860-3	087-847-5896
高 松 市	高松市上天神文化センター	761-8056	高松市上天神町152-1	087-866-2494
高 松 市	高松市中原文化センター	761-0444	高松市池田町391-7	087-848-1090
高 松 市	高松市浅野児童館	761-1703	高松市香川町浅野826-8	087-888-2746
高 松 市	高松市吉光児童館	761-1403	高松市香南町吉光349-13	087-879-6041
高 松 市	高松市ししまる館	761-1404	高松市香南町横井857-1	087-879-0321
高 松 市	高松市国分児童館	769-0102	高松市国分寺町国分2150-7	087-874-3830
高 松 市	高松市国分寺文化センター	769-0101	高松市国分寺町新居1423-1	087-874-4519
高 松 市	高松市福家児童館	769-0103	高松市国分寺町福家甲1951-1	087-874-4954

児 童 館				
県 市 町 名	児 童 館 名	郵便番号	住 所	電 話
高 松 市	高松市新名・柏原児童館	769-0105	高松市国分寺町柏原613-1	087-874-2985
高 松 市	高松市新居東児童館	769-0101	高松市国分寺町新居3371-1	087-874-6705
丸 亀 市	丸亀市児童館	763-0034	丸亀市大手町2丁目1-20	0877-23-1091
丸 亀 市	丸亀市金山児童館	763-0092	丸亀市川西町南679-6	0877-28-5833
丸 亀 市	丸亀市二軒茶屋児童館	763-0082	丸亀市土器町東8丁目501	0877-24-0344
丸 亀 市	丸亀市山根児童館	763-0221	丸亀市本島町笠島84-3	0877-27-3146
丸 亀 市	丸亀市上法軍寺児童館	762-0084	丸亀市飯山町上法軍寺2347-1	0877-98-7175
丸 亀 市	丸亀市東小川児童センター	762-0085	丸亀市飯山町東小川11260	0877-56-8778
坂 出 市	坂出市児童館	762-0043	坂出市寿町1丁目3-38	0877-46-5078
坂 出 市	西庄児童館	762-0021	坂出市西庄町1155-6	0877-46-6040
坂 出 市	まきば児童センター	762-0041	坂出市八幡町2丁目2-17	0877-46-4363
善 通 寺 市	善通寺市東原児童館	765-0040	善通寺市与北町2870-23	0877-62-3224
観 音 寺 市	遊ゆう児童センター	768-0051	観音寺市木之郷町188	0875-57-1501
さ め き 市	長尾児童館	769-2301	さめき市長尾東914-1	0879-52-3223
さ め き 市	造田児童館	769-2313	さめき市造田野間田693-8	0879-52-1565
三 豊 市	三豊市仁尾町児童館	769-1406	三豊市仁尾町仁尾辛34-3	090-1329-0592
三 豊 市	三豊市高瀬町前田児童館	767-0003	三豊市高瀬町比地中1852	0875-72-5594
三 豊 市	三豊市豊中町児童館	769-1506	三豊市豊中町本山甲236	0875-62-1020
三 豊 市	三豊市豊中町上高野児童館	769-1504	三豊市豊中町上高野2573-1	0875-62-5463
土 庄 町	土庄町立大部児童館	761-4145	小豆郡土庄町大部甲1918-1	0879-67-3837
土 庄 町	土庄町立洩崎児童館	761-4121	小豆郡土庄町洩崎甲2189-1	0879-62-6533
土 庄 町	土庄町立北浦児童館	761-4144	小豆郡土庄町小海甲248-55	0879-65-2819
土 庄 町	土庄町立豊島児童館	761-4661	小豆郡土庄町豊島家浦985-2	0879-68-3817
小 豆 島 町	小豆島町池田児童館	761-4301	小豆郡小豆島町池田1123-3	0879-75-2082
三 木 町	白山児童館	761-0704	木田郡三木町大字下高岡2150-1	087-898-4708
宇 多 津 町	キッズプラザうたづ	769-0208	綾歌郡宇多津町浜八番丁113-1	0877-49-4005
綾 川 町	綾川町立南原児童館	761-2305	綾歌郡綾川町滝宮645-10	087-876-1934

公 立 幼 稚 園

市 町 名	施 設 名	郵便番号	住 所	電 話
高 松 市	前田幼稚園	761-0322	高松市前田東町788-1	087-847-6582
高 松 市	川添幼稚園	761-0312	高松市東山崎町601	087-847-6934
高 松 市	三溪幼稚園	761-0450	高松市三谷町2316-2	087-889-2514
高 松 市	香西幼稚園	761-8015	高松市香西西町59-1	087-882-0161
高 松 市	一宮幼稚園	761-8084	高松市一宮町1233-2	087-886-3088
高 松 市	多肥幼稚園	761-8076	高松市多肥上町990-2	087-889-2513
高 松 市	川岡幼稚園	761-8046	高松市川部町524-3	087-885-0550
高 松 市	円座幼稚園	761-8044	高松市円座町125-2	087-885-0846
高 松 市	檀紙幼稚園	761-8042	高松市御殿町776-1	087-885-2595
高 松 市	弦打幼稚園	761-8032	高松市鶴市町360	087-881-3563
高 松 市	鬼無幼稚園	761-8023	高松市鬼無町佐藤128-1	087-881-4913
高 松 市	木太幼稚園	760-0080	高松市木太町3901-1	087-833-8144
高 松 市	春日幼稚園	761-0101	高松市春日町744	087-843-2767
高 松 市	木太北部幼稚園	760-0080	高松市木太町2604-5	087-862-1031
高 松 市	栗山幼稚園	761-0121	高松市牟礼町牟礼3028	087-845-1646
高 松 市	田井幼稚園（休園）	761-0121	高松市牟礼町牟礼1243-2	087-845-3701
高 松 市	大町幼稚園	761-0122	高松市牟礼町大町605-1	087-845-5718
高 松 市	大野幼稚園	761-1701	高松市香川町大野1331-1	087-886-5010
高 松 市	国分寺北部幼稚園	769-0101	高松市国分寺町新居1870-2	087-874-1155
高 松 市	国分寺南部幼稚園	769-0103	高松市国分寺町福家甲3123-1	087-874-1159
丸 亀 市	西幼稚園	763-0012	丸亀市土居町3-9-27	0877-22-4330
丸 亀 市	城東幼稚園	763-0081	丸亀市土器町西4-668	0877-22-3582
丸 亀 市	城坤幼稚園	763-0051	丸亀市今津町278	0877-22-3901
丸 亀 市	城辰幼稚園	763-0092	丸亀市川西町南161	0877-28-7302
丸 亀 市	本島幼稚園	763-0223	丸亀市本島町泊34	0877-27-3416
坂 出 市	林田幼稚園	762-0012	坂出市林田町2191	0877-47-0290
坂 出 市	加茂幼稚園	762-0023	坂出市加茂町1099-1	0877-48-0105
坂 出 市	瀬居幼稚園（休園）	762-0064	坂出市番の州町17-5	0877-44-0782
坂 出 市	坂出中央幼稚園	762-0007	坂出市室町1-1-32	0877-46-3989

公立幼稚園

市町名	施設名	郵便番号	住 所	電 話
善通寺市	中央幼稚園	765-0013	善通寺市文京町4-5-3	0877-62-0708
善通寺市	東部幼稚園	765-0022	善通寺市稲木町380-3	0877-62-4240
善通寺市	西部幼稚園	765-0004	善通寺市善通寺町1146	0877-63-0155
善通寺市	南部幼稚園	765-0053	善通寺市生野町2880-1	0877-63-0156
善通寺市	竜川幼稚園	765-0032	善通寺市原田町290	0877-62-0948
善通寺市	与北幼稚園	765-0040	善通寺市与北町1240-1	0877-63-0157
善通寺市	筆岡幼稚園	765-0073	善通寺市中村町1581-1	0877-63-0158
善通寺市	吉原幼稚園	765-0061	善通寺市吉原町1617	0877-63-0159
観音寺市	観音寺中央幼稚園	768-0040	観音寺市杵田町丙1566	0875-24-2601
観音寺市	豊浜幼稚園	769-1602	観音寺市豊浜町和田浜1000	0875-52-5110
さぬき市	さぬき南幼稚園	761-0902	さぬき市大川町富田中2939-1	0879-43-2026
さぬき市	志度幼稚園	769-2101	さぬき市志度3726-1	087-894-1750
さぬき市	さぬき北幼稚園	769-2102	さぬき市鴨庄2949-3	087-895-0831
さぬき市	寒川幼稚園	769-2322	さぬき市寒川町石田西384-1	0879-43-5686
さぬき市	造田幼稚園	769-2312	さぬき市造田是弘800-1	0879-52-4346
さぬき市	長尾幼稚園	769-2302	さぬき市長尾西914-1	0879-52-4008
三豊市	上高瀬幼稚園	767-0001	三豊市高瀬町上高瀬785-1	0875-72-4925
三豊市	勝間幼稚園	767-0011	三豊市高瀬町下勝間348-1	0875-72-2507
三豊市	比地二幼稚園	767-0004	三豊市高瀬町比地65	0875-72-4926
三豊市	二ノ宮幼稚園	767-0021	三豊市高瀬町佐股甲1508-1	0875-74-6333
三豊市	麻幼稚園	767-0014	三豊市高瀬町上麻3865	0875-74-6016
三豊市	山本幼稚園	768-0102	三豊市山本町大野423	0875-63-3555
三豊市	大見幼稚園	767-0031	三豊市三野町大見甲3478-1	0875-72-2508
三豊市	下高瀬幼稚園	767-0032	三豊市三野町下高瀬764	0875-72-2509
三豊市	吉津幼稚園	767-0033	三豊市三野町吉津乙1485-1	0875-72-2506
三豊市	豊中幼稚園	769-1504	三豊市豊中町上高野4025-1	0875-56-6913
三豊市	松崎幼稚園	769-1102	三豊市詫間町松崎424-1	0875-83-3205
三豊市	詫間幼稚園	769-1101	三豊市詫間町詫間3500-5	0875-83-2569
三豊市	曾保幼稚園	769-1408	三豊市仁尾町仁尾甲1090-1	0875-82-3517

公 立 幼 稚 園

市 町 名	施 設 名	郵便番号	住 所	電 話
小 豆 島 町	安田幼稚園	761-4411	小豆島町安田甲491-2	0879-82-2018
小 豆 島 町	苗羽幼稚園	761-4421	小豆島町苗羽甲2277	0879-82-2019
小 豆 島 町	旭幼稚園（休園）	761-4405	小豆島町橘甲450	0879-82-4902
小 豆 島 町	福田幼稚園	761-4402	小豆島町福田甲389	0879-84-2024
小 豆 島 町	池山幼稚園	761-4302	小豆島町蒲生甲1805-1	0879-75-1433
小 豆 島 町	星城幼稚園	761-4432	小豆島町草壁本町419-1	0879-82-2017
三 木 町	ししの子幼稚園	761-0701	三木町池戸1388番地34	087-864-4405
三 木 町	田中幼稚園	761-0611	三木町田中3894-1	087-898-3220
三 木 町	白山幼稚園	761-0823	三木町井戸2206-1	087-898-6666
三 木 町	氷上幼稚園	761-0612	三木町氷上2863	087-898-0711
宇 多 津 町	宇多津幼稚園	769-0210	宇多津町815	0877-49-0198
多 度 津 町	多度津幼稚園	764-0011	多度津町栄町3-1-34-1	0877-32-2367
多 度 津 町	豊原幼稚園	764-0028	多度津町葛原835-1	0877-32-5061
多 度 津 町	四箇幼稚園	764-0032	多度津町三井440	0877-32-5062
まんのう町	高篠こども園	766-0013	まんのう町東高篠413-1	0877-73-3841
まんのう町	四条こども園	766-0021	まんのう町四條689	0877-75-0957

国 立 幼 稚 園

施 設 名	郵便番号	住 所	電 話
香川大学教育学部附属幼稚園	762-0031	坂出市文京町1-9-4	0877-46-2694
香川大学教育学部附属幼稚園高松園舎	760-0017	高松市番町5-1-55	087-861-2393

私 立 幼 稚 園

市 町 名	施 設 名	住 所	電 話
高 松 市	高松中央高校幼稚園	高松市松島町一丁目14-8	087-831-0338
高 松 市	ときわ幼稚園	高松市飯田町138	087-881-2796
高 松 市	マリア幼稚園	高松市多肥下町14-3	087-867-7303
高 松 市	のぞみ幼稚園	高松市屋島中町30	087-843-2107
高 松 市	栗林幼稚園	高松市栗林町二丁目19-4	087-834-0263
高 松 市	二番丁幼稚園	高松市昭和町二丁目7-1	087-861-3575

私 立 幼 稚 園			
市 町 名	施 設 名	住 所	電 話
高 松 市	高松幼稚園	高松市亀岡町1-6	087-861-3666
高 松 市	屋島教会幼稚園	高松市屋島西町1392-7	087-841-1925
高 松 市	高松聖母幼稚園	高松市番町二丁目4-31	087-851-2372
高 松 市	桜町聖母幼稚園	高松市桜町一丁目8-13	087-851-0328
高 松 市	相愛幼稚園	高松市仏生山町甲546	087-888-2606
高 松 市	愛育幼稚園	高松市西八セ町310	087-865-5845
高 松 市	太田百華幼稚園	高松市太田上町932	087-867-7445
高 松 市	光華幼稚園	高松市瓦町一丁目13-8	087-831-5011
高 松 市	くにとう幼稚園	高松市伏石町1611	087-866-1666
高 松 市	まゆみ幼稚園	高松市檀紙町1541-4	087-885-0756
三 木 町	あおば幼稚園	木田郡三木町大字井戸2394	087-898-7261
丸 亀 市	丸亀聖母幼稚園	丸亀市幸町二丁目7-7	0877-22-4529
丸 亀 市	丸亀城南虎丘幼稚園	丸亀市田村町1678	0877-23-7528
善 通 寺 市	善通寺聖母幼稚園	善通寺市上吉田町四丁目9-24	0877-62-1087
観 音 寺 市	観音寺聖母幼稚園	観音寺市昭和町一丁目6-57	0875-23-0004
さ め き 市	長尾聖母幼稚園	さめき市長尾西681	0879-52-2294
高 松 市	青空幼稚園◎	高松市三条町498	087-869-4141
高 松 市	高松聖ヤコブ幼稚園※	高松市西宝町二丁目3-14	087-861-0425
高 松 市	認定こども園 勅使百華幼稚園※	高松市勅使町955	087-865-9419
高 松 市	認定こども園 亀阜幼稚園※	高松市宮脇町一丁目2-23	087-831-2557
高 松 市	らく楽寺井幼稚園※	高松市寺井町1369-4	087-885-2038
高 松 市	認定こども園 やしま幼稚園※	高松市屋島西町2477-4	087-843-2241
高 松 市	認定こども園 つくし幼稚園※	高松市高松町1711-7	087-843-4484
坂 出 市	認定こども園 ルンビニ幼稚園※	坂出市新浜町3-6	0877-46-9775
坂 出 市	認定こども園 坂出一高幼稚園※	坂出市駒止町二丁目2-10	0877-45-2141
宇 多 津 町	青山幼稚園※	綾歌郡宇多津町字長縄手605	0877-49-0136
宇 多 津 町	認定こども園 香川短期大学附属幼稚園※	綾歌郡宇多津町浜八番丁113-2	0877-41-0500

※幼稚園型認定こども園

◎青空幼稚園は個人立の幼稚園です。他の32園は学校法人です。

ファミリー・サポート・センター

市 町 名	施 設 名	住 所	電 話
高 松 市 三 木 町 綾 川 町	たかまつファミリー・サポート・センター	高松市松島町1丁目15番1号 (たかまつミライエ3階)	087-833-2226
丸 亀 市	丸亀市ファミリー・サポート・センター	丸亀市大手町2丁目1-7 (ひまわりセンター内)	0877-22-6974
坂 出 市	坂出市ファミリー・サポート・センター	坂出市寿町1丁目3-38 (坂出市社会福祉協議会内)	0877-46-2055 (専) 0877-46-5078 (代)
観 音 寺 市	観音寺市ファミリー・サポート・センター	観音寺市坂本町一丁目1番6号 (観音寺市社会福祉協議会内)	0877-25-7708
さ ぬ き 市	さぬき市ファミリー・サポート・センター	さぬき市鴨庄4610番地44 (志度社会福祉センター内)	087-894-1542
東 か が わ 市	東かがわ市ファミリー・サポート・センター	東かがわ市湊1809 (東かがわ市社会福祉協議会内)	0879-26-1151
三 豊 市	みとよファミリー・サポート・センター	三豊市豊中町本山甲201番地 1 (三豊市役所豊中庁舎内)	0875-62-1192
宇 多 津 町	ファミリー・サポート・センターうたづ	綾歌郡宇多津町1900 (宇多津町あみのうら交流センター内)	0877-49-0287

女 性 に 関 す る 相 談

名 称	郵便番号	住 所	電 話	管轄区域
子ども女性相談センター	760-0004	高松市西宝町2丁目6-32	087-835-3211	全県

障 害 に 関 す る 相 談

名 称	郵便番号	住 所	電 話	管轄区域
障害福祉相談所	761-8057	高松市田村町1114	087-867-2696	全県
発達障害者支援センター (アルプスカガワ)	761-8057	高松市田村町1114	087-866-6001	全県

急な病気などに関する相談

名 称	電 話	管轄区域
香川県広域災害・救急医療情報システム 医療Netさぬき	0120-979-199	全県
小児救急電話相談	#8000 087-823-1588	全県

かがわ若者サポートステーション

名 称	郵便番号	住 所	電 話	管轄区域
かがわ若者 サポートステーション	761-8063	高松市花ノ宮町三丁目2-2 山田ビル1階	087-813-6077	県内全域
さぬき若者 サポートステーション	763-0021	丸亀市富屋町2番地 MRNビル2階	0877-58-1080	県西部全域

児童相談所

名 称	郵便番号	住 所	電 話	管轄区域
子ども女性相談センター	760-0004	高松市西宝町2丁目6-32	087-862-8861	高松市・さぬき市・ 東かがわ市・小豆郡・ 木田郡・香川郡
西部子ども相談センター	763-0082	丸亀市土器町東8丁目526	0877-24-3173	丸亀市・坂出市・ 善通寺市・観音寺市・ 三豊市・綾歌郡・仲多度郡

困難を有する子ども・若者の居場所

名 称	住 所	実施日	開設時間	電 話
フリースペースひととこ	高松市瓦町2-2-13 新瓦町ビル6F	木曜日	10:00～15:00	087-802-2878
まなびや もも	高松市太田上町1287-6	月曜日 火曜日 木曜日 金曜日 第2・4土曜日	16:30～18:30 15:00～19:15 17:00～19:30頃 14:00～16:00 18:30～19:30	087-899-5340
リトリートたくま	三豊市詫間町詫間677-11	水曜日	13:00～15:00	090-9455-9164
みんなの広場koko	観音寺市栗井町1192番地2 ばびぶべHOUSE	月・水曜日 土曜日	11:00～16:00 10:00～16:00	080-4030-1150

ひきこもりに関する相談

名 称	郵便番号	住 所	電 話	管轄区域
香川県ひきこもり 地域支援センター「Andante」	760-0068	高松市松島町1-17-28 (香川県精神保健福祉センター内)	087-804-5115	県内全域

青少年活動施設

名 称	郵便番号	住 所	電 話
香川県青年センター	769-0102	高松市国分寺町国分1009	087-874-0713

少年非行に関する相談

名 称	郵便番号	住 所	電 話
香川県警察少年サポートセンター	760-8570	高松市番町四丁目1-10 香川県警察本部生活安全部 人身安全・少年課	087-837-4970
香川県警察中讃少年サポートセンター	764-0011	仲多度郡多度津町米町一丁目1-74 丸亀警察署多度津交番併設	0877-33-3015
高松市少年育成センター	760-8571	高松市番町一丁目8-15	087-839-2635
丸亀市少年育成センター	763-0034	丸亀市大手町2丁目1番7号	0877-22-6886
坂出市少年育成センター	762-0003	坂出市久米町一丁目18-20	0877-46-2777
善通寺市少年育成センター	765-0013	善通寺市文京町二丁目1-1	0877-63-6327
観音寺市少年育成センター	768-8601	観音寺市坂本町一丁目1-1	0875-25-4251

少年非行に関する相談

名 称	郵便番号	住 所	電 話
さぬき市少年育成センター	769-2396	さぬき市寒川町石田東甲425	0879-26-9976
東かがわ市子ども総合支援センター	769-2701	東かがわ市湊1847-1	0879-24-1005
三豊市少年育成センター	769-1506	三豊市豊中町本山甲160-1	0875-73-3150
小豆地区少年育成センター(土庄町・小豆島町)	761-4121	小豆郡土庄町洲崎甲2155-1	0879-62-6565
三木町少年育成センター	761-0692	木田郡三木町氷上310	087-891-3316
綾川町少年育成センター	761-2103	綾歌郡綾川町陶5593-1	087-814-5205
宇多津町少年育成センター	769-0208	綾歌郡宇多津町浜八番丁113-1	0877-49-3460
琴平町少年育成センター	766-0004	仲多度郡琴平町榎井817-7	0877-75-0919
多度津町少年育成センター	764-0014	仲多度郡多度津町本通二丁目11-14	0877-33-3076
まんのう町少年育成センター	769-0312	仲多度郡まんのう町宮田750-4	0877-75-4032

青少年育成団体

市 町 名	施 設 名	住 所	電 話
高 松 市	香川県青年団体協議会	高松市国分寺町国分1009 香川県青年センター内	087-874-6799
高 松 市	香川県連合青年会	高松市国分寺町国分1009 香川県青年センター内	087-874-6799
高 松 市	香川県BBS連盟	高松市丸の内1-1 高松法務局合同庁舎6階高松保護観察所内	087-822-5445
高 松 市	I F K	高松市番町四丁目1-10 香川県農政水産部農業経営課内	087-832-3406
高 松 市	香川県ユースホテル協会	高松市北浜町1-1国道フェリー2F	FAX : 087-882-8730
高 松 市	香川県レクリエーション協会	高松市栗林町2丁目6-51階西側	087-813-3172
高 松 市	香川県海外派遣友の会	高松市番町四丁目1-10	087-832-3195
高 松 市	香川県少年団体協議会	高松市天神前6-1	087-832-3773
高 松 市	日本ボーイスカウト香川連盟	高松市国分寺町国分1009 香川県青年センター内	080-3161-4983
丸 亀 市	ガールスカウト香川県連盟	丸亀市綾歌町栗東3600-5	090-2788-7860
高 松 市	香川県スポーツ少年団	高松市西宝町二丁目6-40 香川県教育会館4階	087-833-1580
高 松 市	(一社)香川県子ども会育成連絡協議会	高松市西宝町二丁目6-40 香川県教育会館6階	087-834-1265
高 松 市	青年赤十字奉仕団香川県支部連絡協議会	高松市番町一丁目10-35 香川県社会福祉総合センター5階	087-861-4618
高 松 市	香川県青少年赤十字	高松市番町一丁目10-35 香川県社会福祉総合センター5階	087-861-4618

児童養護施設

施設名	住所	電話
讃岐学園	高松市前田東町569-2	087-847-5171
恵愛学園	東かがわ市白鳥956	0879-25-2067
亀山学園	丸亀市柞原町602	0877-22-6729

児童養護施設:保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設

児童自立支援施設

施設名	住所	電話
斯道学園	高松市西宝町2-6-9	087-861-4834

児童自立支援施設:不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設

乳児院

施設名	住所	電話
神愛館	坂出市中央町8-58	0877-85-3133

乳児院:乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入所させて、これを養育し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設

児童心理治療施設

施設名	住所	電話
若竹学園	高松市中山町1501-192	087-882-1000

児童心理治療施設:軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設

母子生活支援施設

施設名	住所	電話
高松市星島ファミリーホーム	高松市高松町75-15	087-843-3894

母子生活支援施設:配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設

病児・病後児保育施設

市町名	施設名	住 所	電 話	開設日・時間
高 松 市	トビウメ小児科医院付属病児保育室 「子どもの家」	高松市伏石町1352-2	087-865-3111	月～土 8:00～17:00
	西岡医院病児保育室 「レインボーキッズ」	高松市寺井町1385-10	087-885-2863	月～金 8:00～18:00 第1・3・5土 8:00～17:00 第2・4 土 8:00～12:30
	小林内科小児科医院付属病児保育室 「すこやかルーム」	高松市屋島西町2474-1	087-844-8156	月～金 8:00～18:00 土 8:00～13:30
	へいわこどもクリニック病児保育 はとぼっぼ	高松市栗林町1丁目4-11	087-835-2065	月～金 8:00～18:30 土 8:00～17:30
	しぶやこどもクリニック 病児保育 にこにこすまいる	高松市牟礼町牟礼2100-1	087-845-2255	月～金 8:00～18:00 土 8:00～13:30 前日(金曜)からの継続利用のみ可、 当日予約の利用不可
	わき外科・内科クリニック病児保育室 「わきあいあいキッズルーム仏生山」	高松市仏生山町甲460-8	087-888-5111	月～金 8:00～18:00 土 8:00～12:30
丸 亀 市	おかだ小児クリニック・病後児保育 「おひさま」	丸亀市柞原町682-1	0877-58-0707	月～金 8:30～17:30
坂 出 市	総合病院回生病院病児保育室	坂出市室町三丁目5-28	0877-46-1011	月～金 8:30～17:30
善 通 寺 市	カナン子育てプラザ21 「らっこ」	善通寺市生野本町2-16-1	0877-62-3695	月～金 8:00～17:00
観 音 寺 市	三豊総合病院企業団病児・ 病後児保育室「わたつ子保育園」	観音寺市豊浜町姫浜708	0875-52-6620	月～金 8:30～17:30
さ ぬ き 市	さぬき市民病院病児・病後児保育室 「コスモス」	さぬき市寒川町石田東甲387-1 (さぬき市民病院内)	0879-43-2521	月～金 8:30～18:00
	あおぞら保育園 病児保育室 「心愛 (のあ)」	さぬき市志度4426	087-813-6991	月～金 8:00～18:00
東かがわ市	小児科内科三好医院病 (後) 児保育室 「チャイルド・ケアシステム・エム」	東かがわ市大谷813-1	0879-25-3503	月・火・木～土 8:30～17:30
	けいあいこども園 病後児保育室 「ほほえみ」	東かがわ市白鳥647-1	0879-25-1795	月～土 8:00～18:00
小 豆 島 町	小豆島中央病院病児・病後児保育室 「オリーブキッズ」	小豆郡小豆島町池田2060番地1 (小豆島中央病院内)	0879-75-1121	月～金 8:30～17:00
三 木 町	病児・病後児保育室「まつばら」	木田郡三木町池戸3232-1	087-898-0620	月～土 8:00～18:00
	すくすくクリニックこにし 病児・病後児保育室「すくすくSUN」	木田郡三木町氷上225-2	087-802-8171	月～金 8:30～17:30
綾 川 町	綾川町病児保育室「うぐいす」	綾歌郡綾川町陶1720-1 綾川町保健 福祉総合センター「えがむ」(陶病院隣)	087-876-1185	月～金 8:30～18:00
	滝宮こども園病児保育室 「ひだまり」	綾歌郡綾川町萱原791-1 (滝宮こども園内)	087-876-3366	月～金 8:30～18:00

第2子の3歳未満児、第3子以降の就学前児童の方は、利用料(延長料金、飲食料費は除く)が無料になります。詳しくは、市町(29P)にお問い合わせください。

い		
育児休業給付金	8	
育児休業制度	7	
育児休業保険料免除制度	9	
一時預かり事業・診査	21	
1歳6カ月児健康診査	11	
医療費控除	5	
え		
延長保育	21	
か		
香川育英会奨学金	24	
かがわ思いやり駐車場制度	9	
香川県教育センター	17	
香川県高等学校等奨学金	24	
香川県子どもの未来応援ネットワーク	23	
香川県大学生等奨学金	24	
香川県不妊・不育症相談センター	1	
かがわ子育て応援サイト「Colorful+」	14	
かがわ女性・高齢者等就職支援センター	25	
各市町子育てサイトホームページ	27	
からだもこころも元気に妊娠期を過ごすために	4	
き		
企業主導型保育事業	20,21	
休日保育	21	
きらきらかがわ青少年ネット	23	
け		
県の公式SNS	14	
こ		
高校生から大学生までの経済支援	24	
高等学校定時制・通信制在学学生への修学資金貸付制度	24	
国民年金第1号被保険者の産前産後期間保険料免除制度	7	
こころのケア・カウンセリング室	4	
子育て応援給付金	10	
「子育て県かがわ」情報発信サイトColorful	19	
子育てサークル	17	
子育て支援資金	6,9,25	
子育てしながら再就職を希望する方への支援	25	
子育て短期支援事業	22	
子育てホームヘルプサービス	19	
子どもの医療費助成制度	12	
子どもの急な病気や怪我に困ったら?	12	
子の看護休暇制度	8	
さ		
産後ケア	10	
3歳児健康診査	11	
産前・産後の労働	7	
産前産後休業保険料免除制度	7	
産前・産後の休業	7	
産前・産後の健康管理	6	
産婦健康診査	10	
し		
時間外労働の制限	8	
仕事と子育ての両立支援情報	26	
市町の情報提供等	4,15	
自転車の安全利用	14	
児童家庭支援センター	19	
児童館	22	
児童相談所	18	
児童手当	11	
出産育児一時金	5	
出産応援給付金	3	
出産時の経済的援助	5	
出産手当金	5	
出生時育児休業(産後パパ育休)	8	
出生時育児休業給付金	8	
奨学のための給付金	25	
小児慢性特定疾病医療給付	13	
助産施設	6	
所定外労働(残業)の免除	8	
自立支援医療(育成医療)給付	12	
新生児聴覚スクリーニング検査	10	
新生児マススクリーニング検査	10	
深夜業の制限	8	
た		
第3子以降保育料等減免事業	21	
第2子3歳未満児・第3子以降就学前児童の病児保育利用料無料化事業	21	
短時間勤務制度	8	
ち		
地域型保育事業	20,21	
地域子育て支援拠点	15	
チャイルドシートへの助成制度	13	
と		
特別保育サービス	21	
独立行政法人日本学生支援機構	24	
に		
日本学生支援機構第一種奨学金返還支援制度	25	
乳幼児健康診査	11	
妊娠出産サポート	4	
認可外保育施設	20,21	
妊娠中の健康診査	3	
妊娠をしたらまず届出を	3	
認定こども園	20,21	
は		
伴走型相談支援	10	
ひ		
病児保育・病後児保育	21	
ふ		
ファミリー・サポート・センター事業	22	
不育症治療費助成	2	
不妊治療	1	
不妊治療と仕事の両立	2	
不妊・不育症の悩み相談	1	
不利益取扱いの禁止・ハラスメント防止措置	7,8	
ほ		
保育所(園)	20,21	
放課後児童クラブ(学童保育)	22	
訪問指導	4	
保健所	1	
保健所・子育て世代包括支援センター	15	
母子家庭等の自立支援	26	
ま		
マザーズコーナ	25	
み		
未熟児養育医療給付	12	
よ		
養育期間の従前標準報酬月額のみなし措置	9	
幼稚園	20,21	
予防接種	11	
り		
リフレッシュのために利用できる保育サービス	19	
利用者支援事業	15,16	
両親学級	4	

母子愛育会 愛育会班員について

母子愛育会は、母と子の健康を中心に家族から地域の人々へと、連帯感を深めながら健康づくりを進めていく住民自身による自主組織で、県内11市町（令和5年4月現在）に組織されています。

愛育班員は、母と子の健康づくりを中心にして、みなさんの健康を願ってさまざまな愛育班活動を行っており、妊娠から出産、子育てまでの行政サービス情報を掲載した本冊子を、新しくママになる人にお渡しいただく活動にもご協力いただいています。



毎月19日は、「かがわ育児の日」

会社で

定時退社して
子どもと
過ごそう！

お店で

子育て家族へ
ちょこっと
サービス！

地域で

子育て・子育てを
みんなで
支援！

みんなで子育て応援団！

発行  香川県健康福祉部子ども政策推進局 子ども政策課
(公財) 香川県児童・青少年健全育成事業団
〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号
TEL 087-832-3287 (ダイヤルイン)
FAX 087-806-0207
E-MAIL kosodate@pref.kagawa.lg.jp